

パナソニック松愛会 東北支部規約

第一条 (名称及び所在地)

本会は パナソニック松愛会 東北支部と称し、事務所を下記に置く。

- ・ 名 称 : パナソニック保険サービス(株) 北海道・東北営業部
- ・ 所 在 地 : 宮城県仙台市青葉区国分町3丁目1番11号

第二条 (組織)

1. 本会は パナソニック松愛会加入の正会員で、東北地区に居住するもので組織する。
2. 本会(東北支部)は 仙台(宮城全域)、北東北(岩手・秋田・青森)、福島(福島市、県北、相双郡山(郡山・県南会津・いわき)、山形(山形全域)の5分会にて構成される。

第三条 (目的)

本会は 会員の友愛と連帯の精神に基づき、会員の親睦を深め、社会にお役立ち出来る貢献の輪を広げながら、健康で意義ある人生づくりに寄与することを目的とする。

第四条 (活動)

本会は 前項の目的を達成する為に、次の活動・助成を行う。

1. 年次支部総会の基幹行事
2. 新会員への活動説明会の実施
3. 会員、特に長期療養会員、高齢会員等への友愛活動
4. 支部会報の発行、ホームページの運営
5. レクリエーション、各種親睦会、同好会クラブ活動等の親睦活動
6. 会員相互の動静掌握のための、電話或いは訪問による親睦の向上
7. 会員相互の親睦と交流及び各種事業の連絡の為、月例会の実施
各分会は年に4回程度の分会定例会を開催
8. 会員相互から、一歩踏み出し日頃世話になっている社会全般に対する<社会貢献活動>の展開

第五条 (年次支部総会)

1. 年次支部総会は、毎年1回本部総会終了後原則として5月末日までに支部長が招集・開催する。
 - イ. 総会は各分会単位にて実施し、東北支部の総意は、各分会総会の審議・採決の集計より決定する。
 - ロ. なお 会員の2分の1以上の要請がある場合は、臨時総会を開く事ができる。
2. 年次支部総会は、支部所属の会員で構成し、議長は支部役員会での推薦のうえ、同総会の承認を得て決定する。
3. 議事は出席会員の過半数で決し、可否同数の時は議長が決定する。
4. 年次支部総会は、次の事項を審議する。
 - イ. 全国総会の報告
 - ロ. 支部活動報告及び収支決算報告
 - ハ. 支部役員及び各種活動委員の選任
 - ニ. 支部活動計画及び収支予算
 - ホ. その他、支部として必要と認められたもの

- へ. 自然災害および不測の事態発生には年次総会を延期または中止することが出来る。
中止による年次支部総会の議案書の審議および承認は、全員に議案書を送付し会員からの意見聴取により採決し過半数の承認をもって決めるものとする。

第六条 (支部役員及び各種委員)

1. 地区における会の発展及び円滑な運営を図るため、支部役員(副支部長、会計、支部役員(分会長))を置く。
2. 支部役員は、支部会員を定期的に掌握し、本部との連絡を密にし、会員の協力を得て会の運営に努める。
3. 支部役員は、総会において会員の推薦により選出し、総会で承認を受けるものとする。
任期中欠員を生じた時は、会員の推薦により補充する事ができる。
4. 支部役員の任期は1期2年とし、終了時から翌々年の支部年次総会終了時までとする。
副支部長・地区委員で同一役職の再任は原則2期4年とする。
5. 各種部会活動を行う為の委員(部長)を支部及び各分会に置く。
6. 会の活動の広報担当として、本部が発行する会報を担当する会報リポーター及び支部・分会にホームページ担当(委員長及び委員)を置き、ホームページの運営を図る。
7. 支部活動費の収支及び財産の適正を確認する為、監査担当を置く。

第七条 (支部役員会及び部会・同好会活動)

支部役員会は支部長・副支部長・支部役員で構成し、支部長が必要に応じ、招集する。
ただし、支部長の判断で支部活動を担う担当を支部役員会へ招集する事が出来る。
また、各分会独自の活動及び部会・同好会活動については各分会長及び各種委員で、年度活動計画を立案検討し、その活動を行う。

第八条 (会計)

1. この会の必要経費は、本部からの支部活動費を持って賄う。
2. 部会・同好会活動の経費は、原則として参加者の負担とする。
3. 会費の収支は予算に計上し、予算並びに決算は支部総会の決議を得なければならない。
4. 決算年度は、毎年4月1日から翌年3月31日迄とする。
5. 会計事務に関する事項は、別に定める松愛会東北支部費用運用要領による。

第九条 (付則)

1. この会則は、支部総会の決議を経て改廃する事ができる。
2. この会則は、1995年1月21日より実施する。
3. この会則は、2014年5月17日より改定実施する。
4. この会則は、2015年5月23日より改定実施する。
5. この会則は、2018年5月19日より改定実施する。

パナソニック松愛会 東北支部費用運用要領

1. この要領は、松愛会東北支部会則第八条により定める。
2. 本会の運営は、次の各号による。
 - (1) 本部からの支部活動費。
 - (2) 都度参加者負担金。
 - (3) 個人、団体よりの特別賛助金、寄付金。
3. 決算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。
4. 帳票として次のものを常備する。
 - (1) 経費明細帳。
 - (2) 預金通帳…経費の入出金は、全て通帳を通すこと。
 - (3) 郵便貯金口座(会計委員):松愛会本部との金銭の受け払い及び会員からの入金等に使用する。
 - (4) 現金出納帳…残金は、5. の(2)項の預金通帳の残金と合致するものとする。
5. 収支決算の方法…次の3区分にて行う。
 - (1) 年度収支決算書。

支部運営基金の決算は年1回とし、監査担当の監査を受け、その年度の支部総会で承認を受ける。
 - (2) 行事決算書。

新春懇親会等、本部よりの活動費や参加者負担金で実施する行事については、各行事毎に都度決算し、支部役員会に報告し承認を受ける。
余剰金が出たときは支部運営基金に繰り入れる事を原則とする。
 - (3) 参加者負担で行うその他の行事。

その都度総費用を参加者で分割負担して行い、別に決算報告は行わない。
6. 改定について
 - (1) この運営要項は、1993年4月15日より実施する。
 - (2) この運営要領は、2014年5月17日より改定実施する。
 - (3) この運営要領は、2018年5月19日より改定実施する。